

## 板橋区魅力ある個店の連携支援事業補助金交付要綱

(令和5年4月7日 理事長決定)

### (目的)

第1条 この事業は、板橋区内（以下「区内」という。）の個店等の連携が強化され、相乗効果が生まれることを目的とし、区内の個店等が地域の特性や消費者ニーズに的確に対応して、主体的に行う連携事業に対し、必要な補助金を交付することにより、区内商業の振興を図り、もって中小商業の経営の安定と発展及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「個店等」とは下記①から③のいずれかに該当するものをいう。

①区内の個別店舗

②区内の農家

③中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に基づく区内の中小企業者で店舗経営を行う者

(2) 「連携事業」とは、本補助金を申請する個店等が、個店等又はその他の団体と連携し、実践するもので、かつ次に掲げる事業をいう。ただし、内容が経常的な性格を有する事業、商品券等の特典若しくは割引を付加する事業、他の補助金等を一部財源とする事業、又は事業に係る全てを委託する事業は除く。

ア 個店等の売上及び知名度の向上を目的とする別表1又はこれらと同趣旨の事業

イ 理事長が特に認める事業

### (補助金の交付対象)

第3条 補助金は、個店等が行う事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）であって、理事長が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、交付するものとする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付対象としない。

(1) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年板橋区条例第28号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者が含まれる場合

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条に定める業種を営む者

(4) 連携事業を行おうとする個店等のうち、フランチャイズ・チェーン等の営業を行う者が過半数を超える場合

(5) 法人事業税及び法人住民税（個人事業者にあつては、住民税及び個人事業税）の滞納がある者

(6) その他理事長が不相当と認める場合

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内（直近で新設された板橋のいっぴん（以下「新しいっぴん」という。）の認定を受けた事業者が中心となって事業を行う場合は、補助対象経費の合計額のうち当該経費の5分の4以内。なお、過去に板橋のいっぴん（新しいっぴんを除く）の認定を受けた事業者が中心となって事業を行う場合は、補助対象経費の合計額のうち当該経費の3分の2以内。）で50万円を限度とし予算の範囲内で交付する。なお、経費の合計額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 個店等が補助金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）及び経費予算書（別記第1号様式の2）に、必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容が事業参加個店等の経営を活性化させるものか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付の可否及び額を決定する。

2 理事長は、前項により補助金の交付決定を承認するときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、不承認とするときは補助金交付不承認通知書（別記第2号様式の2）により、申請者に通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第4条に規定する額とする。ただし、交付決定の額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定の額に応じて定率で減額するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定を受けた個店等は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

(補助事業遅延等の報告)

第8条 個店等は、補助事業が当該補助対象期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(別記第3号様式)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容変更等)

第9条 個店等は、事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ変更等承認申請書(別記第4号様式)に、必要な書類を添えて、理事長に提出し、その承認を変更承認書(別記第4号様式の2)により受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告)

第10条 個店等は、補助事業が完了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに実績報告書(別記第5号様式)及び実績報告書別表(別記第5号様式の2)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る個店等が行う事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第6号様式)により、個店等に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第4条の規定により算出する額(1,000円未満の端数は切り捨て)又は第6条第4項に規定する額のいずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第12条 理事長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を支払うものとする。

2 個店等は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書(別記第7号様式)を理事長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 理事長は、個店等が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 交付決定者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(補助金の返還)

第14条 理事長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、個店等の当該取消しに係わる部分に関し、既に個店等に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第15条 個店等は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(補助金交付の条件)

第16条 個店等に補助金を交付するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならないこと。
- (2) 取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならないこと。
- (3) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し若しくは他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとする場合は、理事長の承認を受けなければならないものとする。
- (4) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付しなければならないこと。
- (5) 補助事業の完了後、当公社から要求のあったときは、事業内容等について常に公開できるよう書類を整備しなければならないこと。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第17条 個店等は、理事長が別に定める期日までに前条第3号の規定により承認をしようとする場合において、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものについては、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（別記第8号様式）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(検査)

第18条 個店等は、当公社職員が補助事業の運営及び経理等の状況について検査する場合又は補助事業について報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

(非常災害等の場合の措置)

第19条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第20条 この要綱に定めのない事項は、事務局長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。